

「導水路はいらない！ 愛知の会」 ミニ通信

<送付先：原告会員・92名> No.13 (2012. 5. 29)

—「導水路」裁判・原告のみ傍聴が可能！—

◇ お願い 第1回進行協議に積極参加を！

提訴から丸3年、原告・被告双方の主張はほぼ出尽くし、大村知事・河村市長らをはじめ証人尋問をどうするか？異動で交代の裁判長の下、裁判は新たなステージに入りました。

- ◆とき 6月26日(火)午後4時15分～
(※午後3時45分・1階ロビー集合)
- ◆ところ 事務棟(庁舎東側部分)・第411号審尋室
- ◆協議内容 ① 証人喚問に関し、採用証人と尋問方法
② 本件「導水路」裁判に関し、今後の進行

◇ 3周年記念講演& '12「愛知の会」総会

厳しい財政下、知事は代われど、変わらぬものは被告・愛知県。前知事時代そのままに“手続きは適正”と議論を避けています。「導水路はいらない」世論を大きく広げましょう。

- ◆とき 7月7日(土)午後2時～同4時30分
- ◆ところ 桜華会館本館3階・竹の間
- ◆第一部・総会 '11活動&会計報告、'12活動&予算方針
- ◆第二部・講演 ①近藤ゆり子氏・財政危機と「導水路」事業
(演題は仮題) ②在間正史弁護士・「導水路」事業は必要ゼロ